

食品中の残留農薬等の規制

農薬、飼料添加物、動物用医薬品(農薬等)

【ポジティブリスト制度移行前】

残留基準が定められているもの

残留基準が定められていないもの

農薬等が残留していても規制なし

そのままの基準値を採用

・農薬取締法の基準
・国際基準
・欧米の基準
などを踏まえ
暫定的に設定

国際基準等がないものは、一律の基準(0.01ppm)を適用

【ポジティブリスト制度移行後】

残留基準

暫定基準

一律基準

すべての農薬等とすべての食品が規制対象
基準を超えるものは流通禁止